

地域リハビリテーション広域支援センターの指定(選定)の進め方について

「地域リハビリテーション広域支援センター(以下、「広域支援センター」という)」の指定期間が令和5年3月末に満了となることから、次期広域支援センターの指定について、以下のとおり進めることとしたい。

1 令和5年度以降の指定に係る方針(案)

- (1) 本年4月に『現行の広域支援センターに対する意向調査』を実施し、次期も指定を希望するかについて確認したところ、9圏域全てにおいて「指定を受けたい」との回答があった。
- (2) (1)の結果をふまえ、現広域支援センターの9病院については、以下の理由により、**資料1-4**「地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る審査・選定要領」に基づく審査により、指定の適否を判断することとしたい。

- 地域において関係機関が連携して支援を行う必要があり、関係性構築のためにも、引き続き同じ病院が担うことが有効と考えられる。
- 現状において、全ての広域支援センターが、果たすべき機能・役割に加え、地域の実情に応じた活動を実施している実績がある。

2 指定に係る規程等の改正・制定(案)

次期広域支援センターの指定に係る以下の(1)～(4)の規定等を改正・制定する。

(1)千葉県地域リハビリテーション広域支援センター指定基準 **資料1-3**

時点修正(令和5年4月1日時点)など、所要の改正を行う。

(2)地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る審査・選定要領 **資料1-4**

千葉県地域リハビリテーション協議会員(広域支援センターの協議会員を除く)が各々の知見を活かして審査を行う方式にする。

(3)千葉県地域リハビリテーション広域支援センター指定申請書 **資料1-5**

令和3年4月指定の手續の際に協議会員などからあった意見等を反映。その他、申請者の記入しやすさに配慮した書式の微修正を行う。

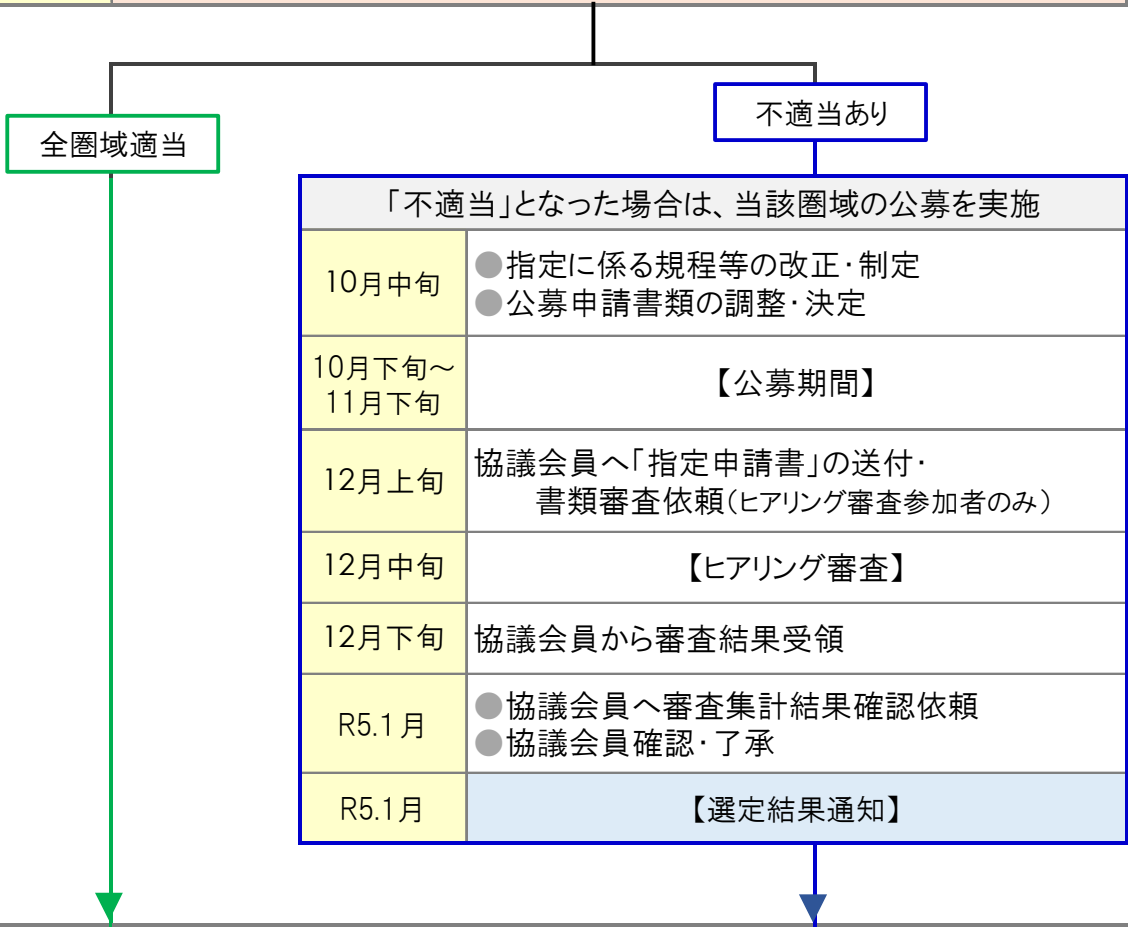
(4)千葉県地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る審査基準 **資料2**

本件審査基準については、議事(2)で説明

3 今後の予定(案)

※「千葉県地域リハビリテーション協議会」→「協議会」

年	月(日)	指定手続
R4	6.28	第1回地域リハビリテーション協議会
	7月上旬	指定に係る規程等の改正・制定
	7月	現広域支援センター(9病院)へ、「指定申請書」の提出依頼
	8月上旬	現広域支援センター(9病院)、「指定申請書」の提出期限
	8月下旬	協議会員へ「指定申請書」送付・書類審査依頼(ヒアリング審査参加者のみ)
	9月上旬	第2回地域リハビリテーション協議会【ヒアリング審査】
	9月中旬	協議会員から審査結果受領
	9月下旬	協議会員へ審査集計結果確認依頼、協議会員確認・了承
	10月上旬	【選定結果通知】



R5	3月	第3回地域リハビリテーション協議会(指定医療機関の選定に係る報告)
		次期広域支援センターについて報道発表(投げ込み)
	R5.4.1	広域支援センターの指定